

1011300
林業退職金共済制度
(林退共)

林退共は林業界で働く人のために国が作った退職金制度です。加入者には勤務日数に応じて退職金が支払われます。

以前林業の仕事に就き林退共制度に加入し、退職金の請求をした心当たりのない人は、退職金を受け取っていない可能性があるので、お問い合わせください。

問合せ 独立行政法人勤労者退職金共済機構林業退職金共済事業本部 ☎ 03・6731・2889



1006798
トライアル雇用支援
奨励金制度

市では、幅広い雇用の拡大に向け、国が実施する試行雇用奨励金制度を活用して、原則3カ月間試行的に雇用する市内中小企業者に奨励金を交付します。

対象労働者 市内在住で、国が実施する試行雇用奨励金制

度により、試行的に雇用された人

奨励金の額 1人につき、月額1万2千500円(最大3カ月間)

申込方法 国の支給決定通知書を受けた日から30日以内に、所定の申請書に必要書類を添付し提出

申込み・問合せ 産業振興課 商工振興係 ☎ 内線5005

1011198
12月15日(木)～1月31日(火) 冬の青少年健全育成運動期間

推進目標 県民総ぐるみで次代を担う子どもたちの健全育成に取り組もう

「おぜのかみさま県民運動」を推進し、地域と家庭で子どもたちの安全・安心なインターネット利用を考えましょう。子どもたちを有害情報から守るために「フィルタリングの設定」と「ペアレントコントロール」(保護者による制限・見守り)が必要不可欠です。家庭でスマートフォンやタブレット端末などの利用のルールを決めましょう。

- ルールの例**
- ① 利用目的や使い方を決める
 - ② 夜〇時以降は情報通信をしない

③ 悪意のあるグループをつくらない

④ 個人情報や悪口を書き込まない

⑤ 困ったときは必ず親に相談する

⑥ 時々、話し合ってルールを見直す

青少年相談
友達や学校、職場、家庭のことなど、気軽に相談してください。本人、保護者、関係者など、どなたからでも受け付けます。

相談・問合せ 青少年育成相談センター ☎ 23・5411



1006799
特定求職者雇用企業
奨励金制度

市では、障害者雇用を促進するため、障がいのある人を雇用した市内中小企業者に下表のとおり奨励金を交付します。

対象労働者 市内在住で、雇い入れ日現在で満年齢が65歳未満の人

申込方法 国の支給決定通知書を受けた日から30日以内

に、所定の申請書に必要書類を添付し提出

【交付内容】

対象労働者	交付金額	交付期間	交付対象期ごとの交付金額
障害者雇用促進法第2条第2号または4号に規定する身体障害者、知的障害者	18万円 (9万円)	1年	第1～2期 各9万円 (各4.5万円)
障害者雇用促進法第2条第3号に規定する重度身体障害者	36万円 (18万円)	1年 6カ月	第1～3期 各12万円 (各6万円)
障害者雇用促進法第2条第5号に規定する重度知的障害者			
障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者			

※交付期間(6カ月)ごとに交付。()内は短期間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満)に対する交付金額

申込み・問合せ 産業振興課 商工振興係 ☎ 内線5005

広告